

奄美群島滞在型観光促進事業運営業務委託に係る公募型プロポーザル質問回答書

令和2年8月31日

No	該当資料名	項目番号等	質問事項	回答
1	仕様書	3、(1)、(2)	モニターツアー・ワーケーションの実施に関して鹿児島県内の企業の参加も可能でしょうか。	県内企業に関しましても参加可能です。 (群島内企業を除く)
2	仕様書	3、(1)、(2)	モニターツアーに参加した企業は、必ずワーケーションの実施までしなければならないのでしょうか。	どちらか一方の参加でも可能です。
3	実施要領	8	受託候補者の特定に関して、特定件数は2件と記載がありますが採択される業者(企画案)が2件という認識でよろしいでしょうか。	受託者及び次点順位者を特定する事とするため、採択される業者は1件となります。 募集要領8(1)参照
4	仕様書	3、(1)、(2)	本事業はモニターツアーを企画する事業所を募集するものなのでしょうか。	仕様書3、(1)(2)(3)に係る業務を実施する事業者を募集するものです。
5			アテンドするに当たり弊社スタッフの移動費用や宿泊費負担への支援はあるか。	移動費用、宿泊費等、全て提案上限額に含まれます。
6			申請する事業所は奄美に本社置く事業所などの条件はありますか。	特に条件はありません。
7			奄美群島に本社を有しなくても契約可能でしょうか。	可能です。 No6と同様

8	仕様書	3、(1)、(2)	事業金額は9,250千円(税込)を上限とし、それぞれ上限はあるものの、宿泊費助成5,000円×泊数+旅費助成100,000円×企業数の清算値が申請額になるのでしょうか。	提案上限額は9,250千円になるが、助成費の上限額は6,775千円とし仕様書3、(1)(2)終了後、実績額が交付対象となります。
9			事業者の事前調査のための旅費や手数料も上記(No8)見積額に含めることは可能でしょうか。	可能です。 No5と同様。
10			宿泊費や旅費の助成は、GOTOトラベル商品を使用したとしても、適用になりますでしょうか。	GOTOトラベル対象商品との併用は出来ません。
11	仕様書	3、(1)	仕様書3の(1)「各島関係者と意見交換の場を設けること」とは、モニターツアー実施企業の出席が必須でしょうか。	必須とします。
12	仕様書	3、(1)	仕様書3(1)「行程は奄美群島2島以上」とありますが、1行程1島として5行程で5島すべてを網羅することは可能でしょうか。	仕様書3に記載されているとおり、2島以上廻る行程が必須となります。
13	仕様書	3、(1)	仕様書3(1)「行程は3泊4日程度とする」とありますが、4泊5日でも支障はないでしょうか。	支障ありません。
14	仕様書	3、(1)	仕様書3(1)「モニターツアーの1ツアー3社以上」のうち1社は、契約締結社でも支障ありませんでしょうか。	契約締結社の参加は不可となります。

15	仕様書	3、(1)	仕様書3 (1)「モニターツアー企業」に関し、旅行会社でも支障ありませんでしょうか。	テレワークを推奨する旅行会社であれば、支障ありません。
16	仕様書	3、(2)	仕様書3 (2)「ワーケーション実施企業」は、(1)のモニターツアーに参加した企業と重複しても支障ないでしょうか。	支障ありません。また一方の参加のみでも可能です。 No2回答参照